

# 費用の配賦・レートメークについて

平成27年11月  
四国電力株式会社

# 1. 費用の配賦（個別原価計算）

# 1-1. 費用の配賦（個別原価計算）の概要

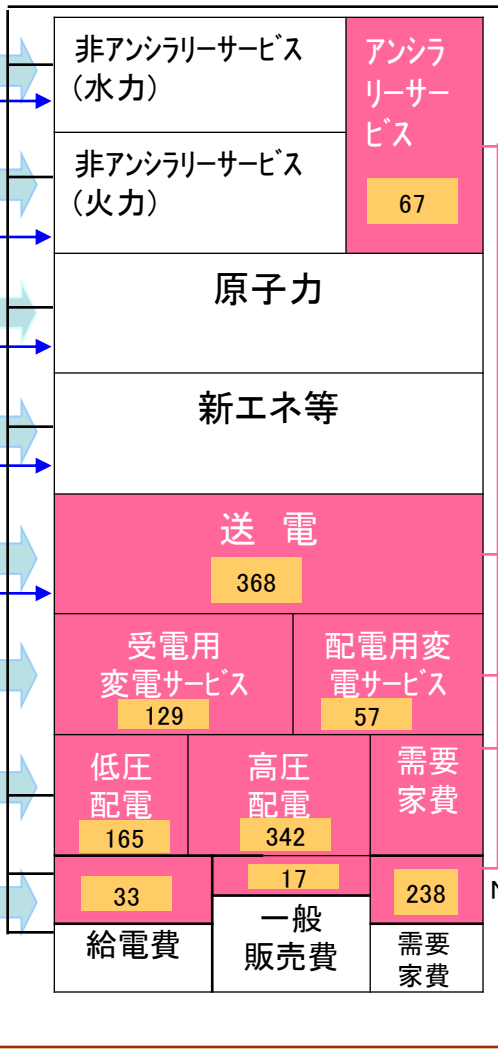
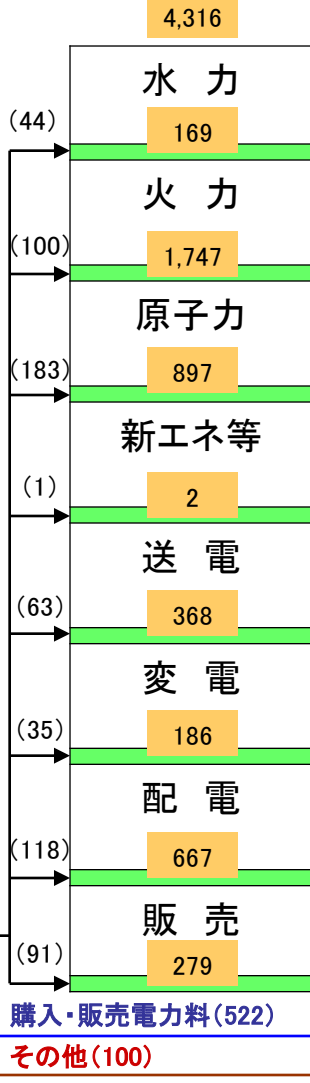
○ 新省令※1等に基づき、ライセンス制の導入等を踏まえ、現行料金算定時の料金原価をもとに、託送料金原価を再算定いたしました※2。

※1 電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等料金の算定に関する省令

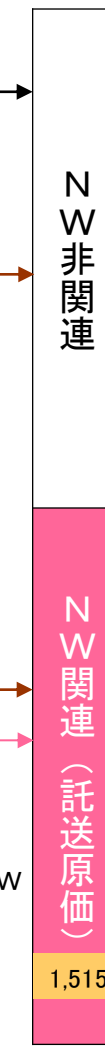
※2 第7回制度設計WGの整理に基づき、料金原価の洗い替えを行わず、平成25年に認可された現行の料金原価をもとに託送料金原価を再算定。

【①9部門整理】 【②一般管理費等の配分】 【③機能別配分】

【総原価】



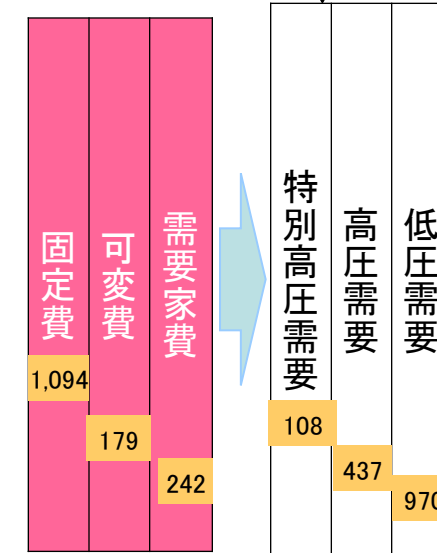
非NW



※単位は億円、H25~27年度平均。(以下同様)

【④固定費・可変費配分】

【需要種別別配分】



※保留原価：再処理等既発電費、購入・販売電力料、電源開発促進税、事業税、電力費振替勘定、遅収加算料金、託送収益、事業者間精算収益、電気事業雑収益、預金利息

○ 原価配分方法については、新省令等に基づき、以下のステップにて算定しております。

① 9部門整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原価等項目ごとに、発生の主な原因に応じて9部門に整理。（水変・火変分離、発電機車振替を実施）</li> </ul>
② 一般管理費等の配分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 9部門整理で一般管理費等に整理された額を、活動基準原価計算（ABC）の考え方にに基づき8部門に配分。</li> </ul>
③ 機能別配分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水力・火力発電費より、一般送配電事業に必要な調整力を確保するためのコストとして、アンリラリサービス費を抽出。（調整力コストの算定）</li> <li>・ 変電費を、ABCの考え方にに基づき、受電用変電サービス費と配電用変電サービス費に配分。</li> <li>・ 配電費に整理された額のうち、引込線、計器、電流制限器等に係る費用を需要家費として先取り抽出し、その後、需要家費以外の額を建設費の比率により高圧配電費、低圧配電費へ配分。</li> <li>・ 販売費に整理された額を、ABCの考え方にに基づき、給電設備に係る費用を給電費に、検針・調定・集金等に係る費用を需要家費に、その他の費用を一般販売費に配分した上で、各々をNW・非NWに配分。（営配分離を実施）</li> </ul>
④ 固定費・可変費配分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 販売電力量に関らず必要な費用は固定費、販売電力量によって変動する費用は可変費へ整理。</li> </ul>

# 1-3. 需要種別別配分方法について

○ 原価の需要種別別配分については、新省令等に基づき、固定費、可変費、需要家費ごとに、以下の比率を用いて各電圧（特別高圧・高圧・低圧）へ配分しております。

<b>固定費</b> (販売電力量に関わらず必要な費用)	電源費、送電費、受電用変電サービス費など … 特別高圧・高圧・低圧へ配分(2:1:1比※)	特高	13.5%
		高圧	42.7%
		低圧	43.8%
	配電用変電サービス費、高圧配電費など … 高圧・低圧へ配分(2:1比※)	特高	—
		高圧	32.9%
		低圧	67.1%
低圧配電費 … 低圧のみへ配分	特高	—	
	高圧	—	
	低圧	100%	
<b>可変費</b> (販売電力量によって変動する費用)	特別高圧・高圧・低圧へ配分(発受電量比)	特高	20.5%
		高圧	38.0%
		低圧	41.5%
<b>需要家費</b> (契約口数に比例する費用)	特別高圧・高圧・低圧へ配分(口数比等) ※ほとんど低圧に配分	特高	0.0%
		高圧	1.0%
		低圧	99.0%

※ 2 : 1 : 1 比 (%) = (最大電力ウエイト × 2 + 夏期尖頭時責任電力ウエイト × 0.5 + 冬期尖頭時責任電力ウエイト × 0.5 + 発受電量ウエイト × 1) ÷ 4

2 : 1 比 (%) = (延契約電力ウエイト × 2 + 発受電量ウエイト × 1) ÷ 3

## 2. レートマークについて

## 2-1. 託送料金設定の基本的な考え方

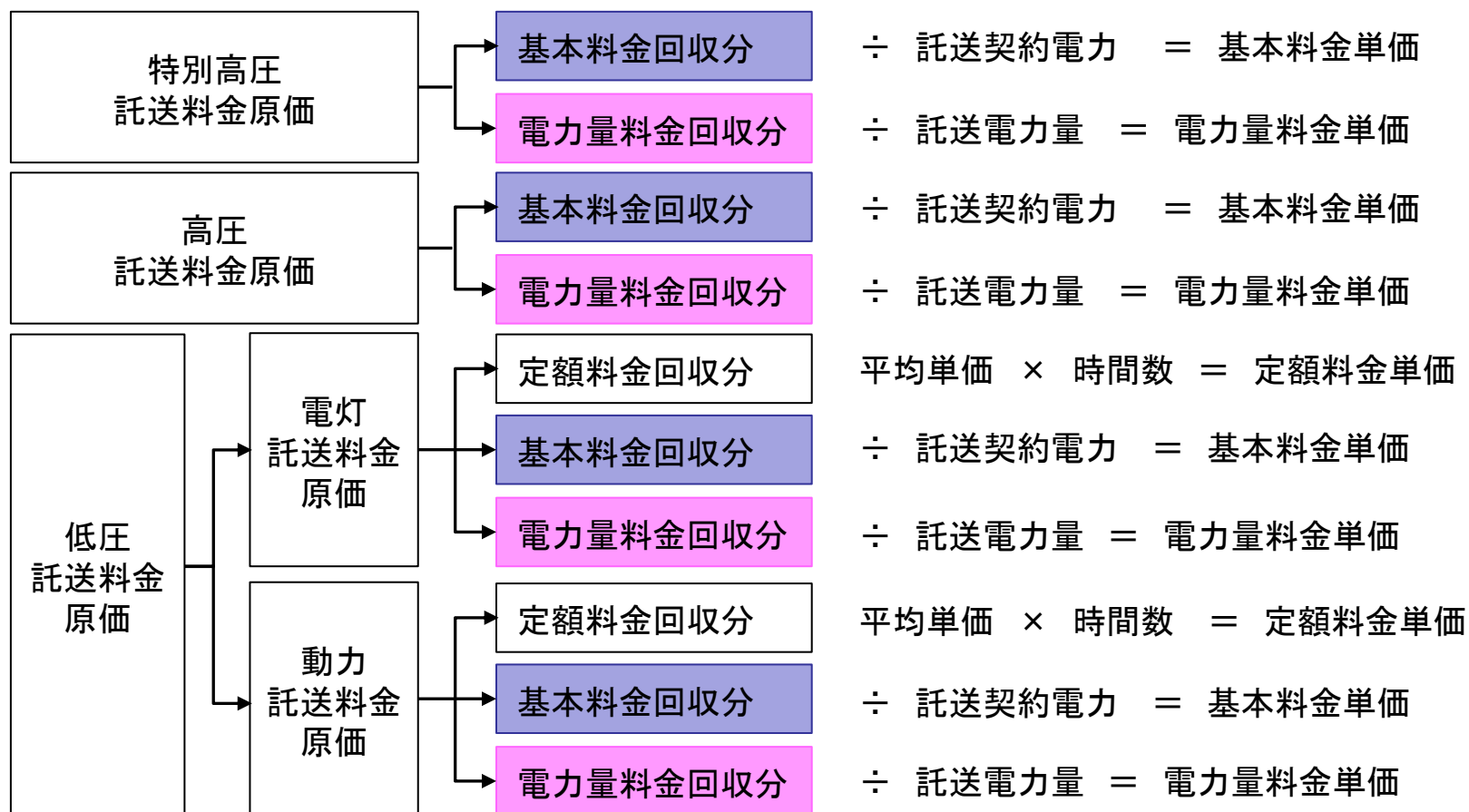
- 託送料金は、託送料金算定省令第25条の規定に基づき、次の通り設定しています。
- ・送配電設備の利用形態の差異を踏まえて、料金メニューを設定しました。
  - ・基本料金と電力量料金で構成される二部料金制、従量料金制および定額料金制（低圧のみ）を設定しました。
  - ・料金単価については、送配電設備の利用形態の差異を踏まえるとともに、原価と収入が一致するように設定しました。

	接続送電サービス	臨時接続送電サービス	予備送電サービス
特別高圧	特別高圧 標準／時間帯別／従量	特別高圧 臨時	A B
高圧	高圧 標準／時間帯別／従量	高圧 臨時	
低圧 0.4kVA	電灯 標準／時間帯別／従量 電灯定額	動力 標準／時間帯別／従量 電灯臨時 動力臨時 電灯臨時定額 動力臨時定額	5kW

## 2-2. 料金単価の算定

○ 各メニューの料金単価は、以下の手順で算定しています。

- ・ 託送料金原価（低圧は電灯/動力別）から基本料金による回収分を算定した後、託送契約電力で除して基本料金単価を算定。
- ・ 託送料金原価から基本料金および定額料金（低圧のみ）による回収分を控除した後、託送電力量で除して電力量料金単価を算定。



※託送料金原価には、近接性評価割引制度による近接性評価割引相当額を含む。

※低圧託送料金原価の電灯・電力への配分は、特高・高圧・低圧への配分方法に準じて配分。

※定額料金算定時の「平均単価」は託送料金原価を託送電力量で除した値。「時間数」は電源開発促進税法取扱通達に規定されている時間数。



## 2-3. 基本料金単価の算定

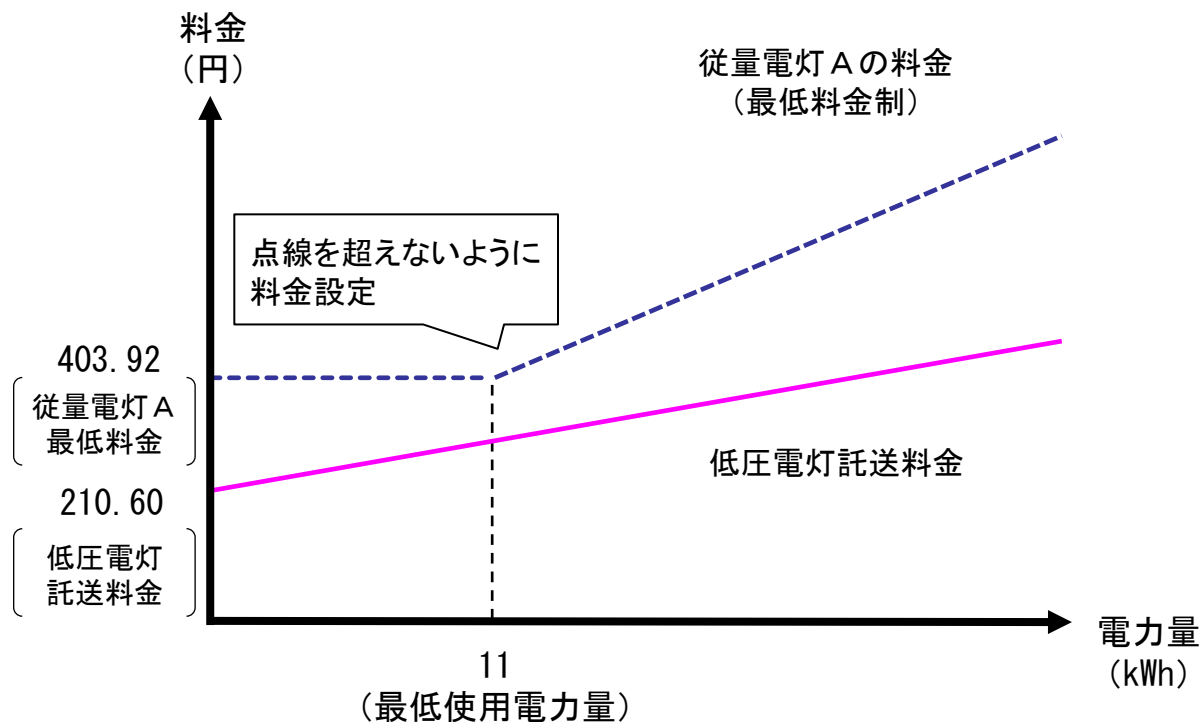
- 基本料金単価は、基本料金による回収分を託送契約電力で除して算定しています。
- なお、当社では、供給約款の電灯契約において、一定の使用量（11kWh）までは一定の料金とする最低料金制を導入しております。低圧託送料金が供給約款料金を超えることがないように、6kWまでの電灯託送料金について、一律の基本料金としております。

### 【低圧託送料金と供給約款料金との関係】

(税込)

託送供給等約款	電灯	基本料金 (6kWまで)	210.60円
		電力量料金	8.70円
	動力	基本料金 (1kWにつき)	453.60円
		電力量料金	6.16円

電気供給約款	電灯	最低料金 (~11kWhまで)	403.92円
		電力量料金 (11kWh超120kWhまで)	20.00円
	動力	基本料金 (1kWにつき)	1,096.20円
		電力量料金 (その他季)	14.09円



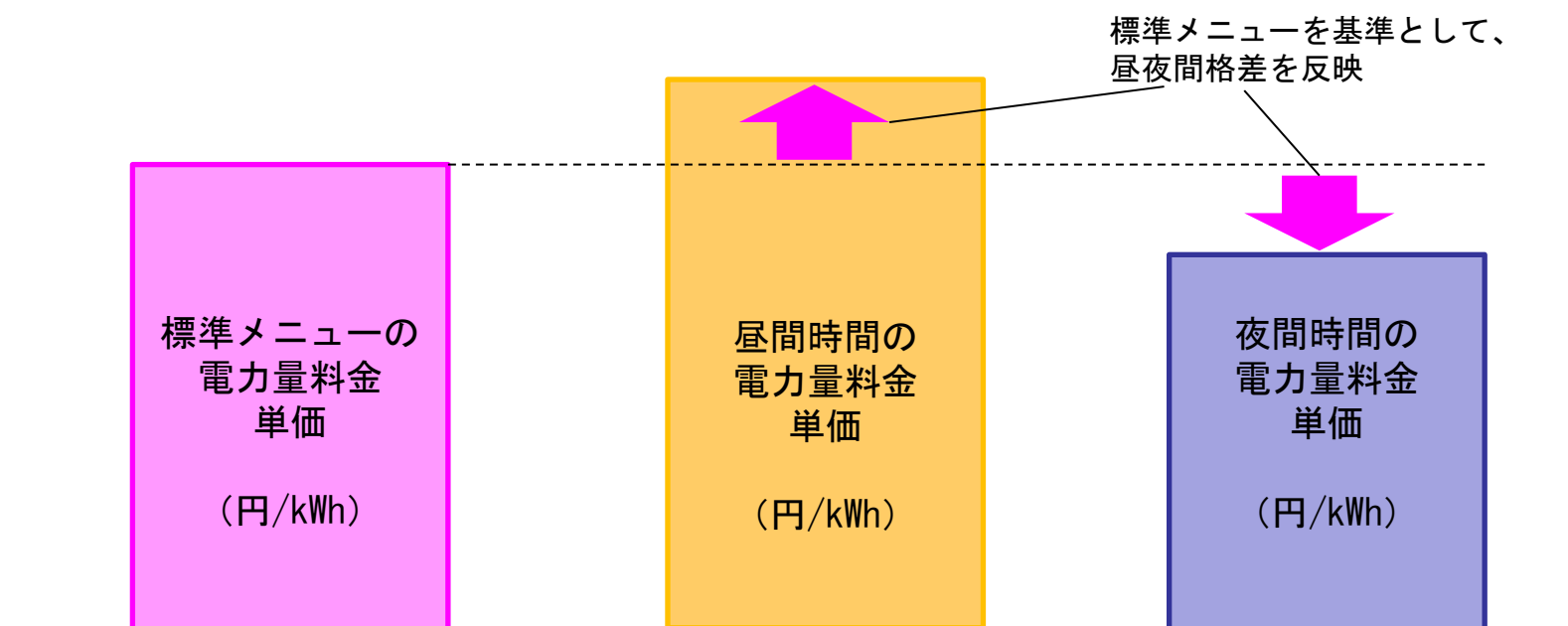
※低圧託送料金の契約電力決定方法は、実量契約と、主開閉器容量に基づく主開閉器契約の選択制としています。

※上記の託送供給等約款の基本料金単価は実量契約の場合。

## 2-4. 電力量料金単価の算定

- 電力量料金単価は、託送料金原価から基本料金による回収分を控除（低圧の場合は定額料金による回収分も控除）した後、託送電力量で除して算定しています。
- なお、時間帯別の電力量料金単価は、系統全体のピークが昼間に発生していることから、送配電設備全体の利用における昼夜間格差を標準メニューの電力量料金単価に反映して算定しています。

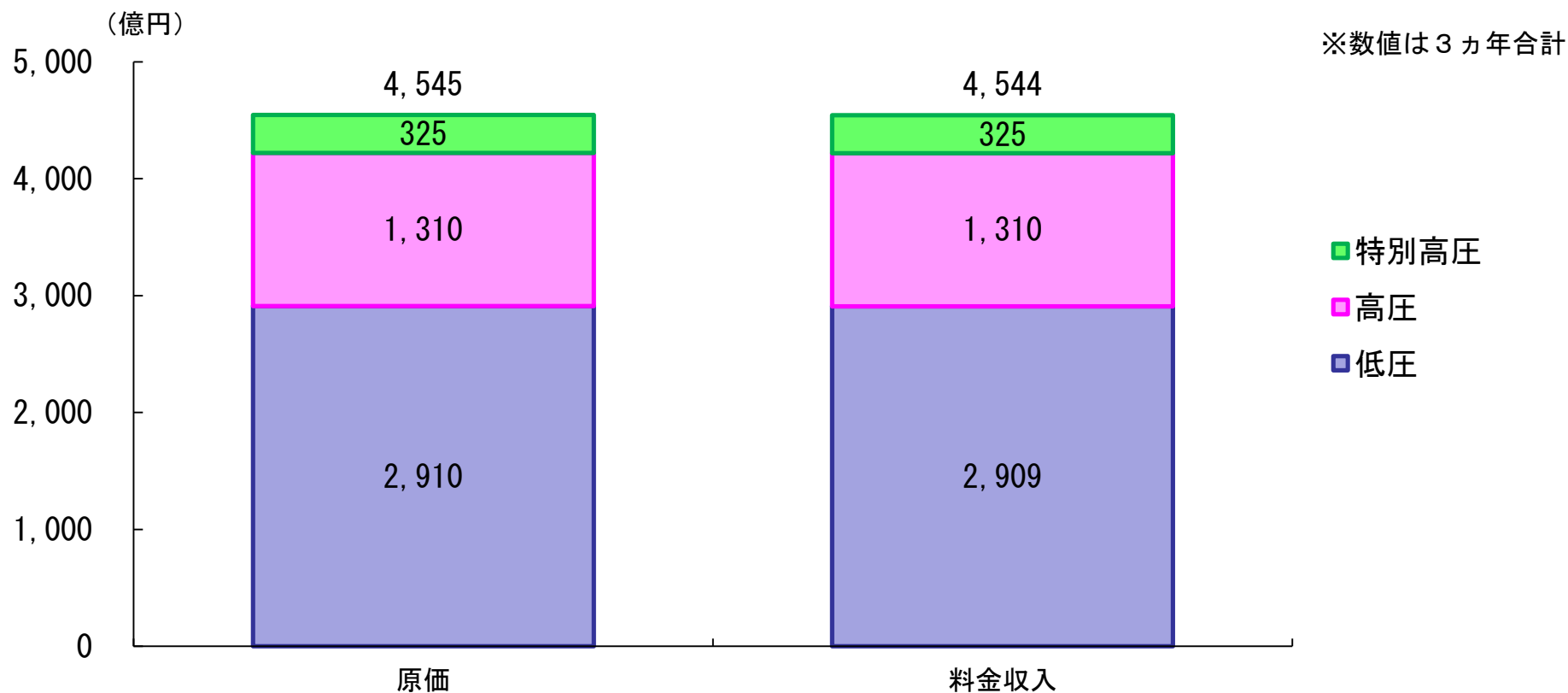
### 【電力量料金単価の算定イメージ】



## 2-5. 託送料金原価と想定料金収入との関係

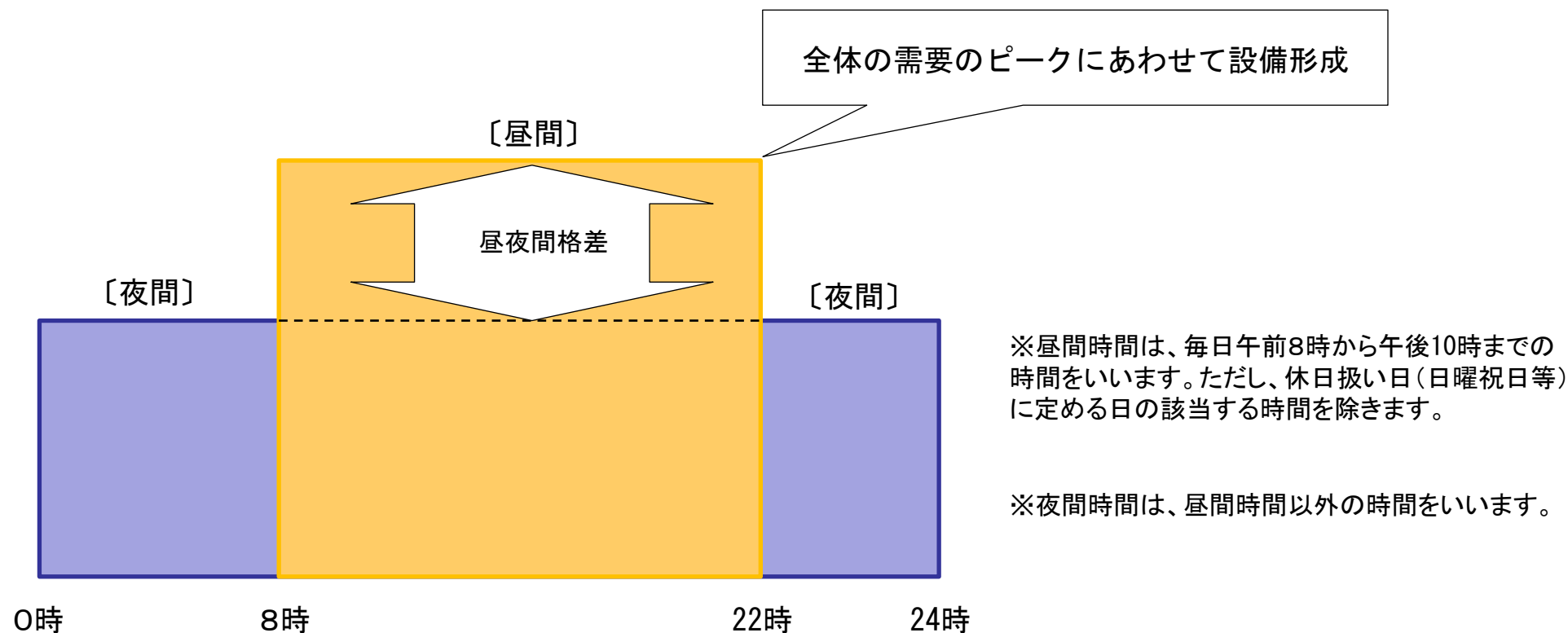
- 託送料金は、省令に基づき、特高・高圧・低圧の需要種別ごとに、料金収入が原価を超えないよう、かつ、原価と料金収入が極力近づくように料金単価を設定しました。

### 【申請中の託送料金原価と想定料金収入】



- 力率の保持については、系統全体の効率的な利用や安定維持の観点から、託送供給等約款において、発電場所・需要場所それぞれで適正な力率を保持していただくよう規定しております。
- なお、低圧託送においては、力率評価のために必要となる負荷設備の確認業務の負担を需給双方において軽減する観点や、低圧は高圧以上に比べ系統に与える影響が小さいことなどに鑑み、力率割引割増制度は設定しないことといたしました。

- 送配電設備を需要のピークにあわせて形成している実態を踏まえ、設備の効率的な利用を促す観点から、特高・高圧と同様に、今回、新たに設定する低圧の託送料金についても、送配電設備全体の利用における昼夜間格差を用いて、時間帯別の料金を設定しました。



## ■電灯（接続送電サービス料金）

（単位：円）

契約種別		単位	新単価(税込)
電灯定額 接続送電 サービス	電灯 料金	10Wまで	1 灯 35.32
		10Wをこえ20Wまで	1 灯 70.64
		20Wをこえ40Wまで	1 灯 141.27
		40Wをこえ60Wまで	1 灯 211.92
		60Wをこえ100Wまで	1 灯 353.19
		100Wをこえる50Wまでごとに	1 灯 176.60
	小型 機器 料金	50VAまで	1機器 105.49
		50VAをこえ100VAまで	1機器 210.99
		100VAをこえる50VAまでごとに	1機器 105.49
	電灯標準 接続送電 サービス	基本 料金	実量 契約
			6kWをこえる1kWにつき 1 kW 70.20
主開閉器 契約		最初の6kVAまで 1契約 172.80	
		6kVAをこえる1kVAにつき 1 kVA 59.40	
電力量料金		1 kWh 8.70	
電灯時間帯別 接続送電 サービス	基本 料金	実量 契約	最初の6kWまで 1契約 210.60
			6kWをこえる1kWにつき 1 kW 70.20
		主開閉器 契約	最初の6kVAまで 1契約 172.80
			6kVAをこえる1kVAにつき 1 kVA 59.40
	電力量料金		昼間 1 kWh 10.01
			夜間 1 kWh 7.31
電灯従量接続送電サービス			1 kWh 12.16

※ 実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。

## ■動力（接続送電サービス料金） （単位：円）

契約種別		単位	新単価(税込)
動力標準 接続送電サービス	基本料金	実量契約	1 kW 453.60
		主開閉器契約	1 kW 372.60
	電力量料金		1 kWh 6.16
動力時間帯別 接続送電サービス	基本料金	実量契約	1 kW 453.60
		主開閉器契約	1 kW 372.60
	電力量料金	昼間	1 kWh 7.06
		夜間	1 kWh 5.21
動力従量接続送電サービス		1 kWh	13.60

## ■電灯・動力（臨時接続送電サービス料金） （単位：円）

契約種別		単位	新単価(税込)
電灯臨時定額 接続送電サービス	50VAまで	1 日	3.13
	50VAをこえ100VAまで		6.26
	100VAをこえ500VAまでの場合100VAまでごとに		6.26
	500VAをこえ1kVAまで		62.62
	1kVAをこえ3kVAまでの場合1kVAまでごとに		62.62
電灯臨時 接続送電サービス	基本料金	1 kVA	電灯標準接続送電サービス(主開閉器契約)の料金率を10%割り増ししたもの
	電力量料金	1 kWh	
動力臨時定額接続送電サービス		1 kW 1 日	93.37
動力臨時 接続送電サービス	基本料金	1 kW	動力標準接続送電サービス(主開閉器契約)の料金率を20%割り増ししたもの
	電力量料金	1 kWh	

※ 実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。

## ■高圧・特別高圧（接続送電サービス料金）

（単位：円）

契約種別			単位	料金単価（税込）		
				新単価	現行単価	
高圧	高圧標準 接続送電サービス	基本料金	1 kW	594.00	594.00	
		電力量料金	1 kWh	2.34	2.32	
	高圧時間帯別 接続送電サービス	基本料金		1 kW	594.00	594.00
		電力量料金	昼間	1 kWh	2.62	2.61
			夜間	1 kWh	2.03	2.02
	高圧従量接続送電サービス			1 kWh	12.09	12.06
ピークシフト割引			1 kW	▲446.04	▲446.04	
特別高圧	特別高圧標準 接続送電サービス	基本料金	1 kW	529.20	491.40	
		電力量料金	1 kWh	0.95	0.93	
	特別高圧時間帯別 接続送電サービス	基本料金		1 kW	529.20	491.40
		電力量料金	昼間	1 kWh	1.02	0.98
			夜間	1 kWh	0.89	0.85
	特別高圧従量接続送電サービス			1 kWh	9.62	8.99
ピークシフト割引			1 kW	▲397.44	▲368.28	

※ 実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。



## ■高圧・特別高圧（臨時接続送電サービス料金）

（単位：円）

契約種別		単位	料金単価（税込）	
			新単価	現行単価
高圧	基本料金	1 kW	同右	高圧標準接続送電サービスの料金率を20%割り増ししたもの
	電力量料金	1 kWh		
特別高圧	基本料金	1 kW	同右	特別高圧標準接続送電サービスの料金率を20%割り増ししたもの
	電力量料金	1 kWh		

## ■高圧・特別高圧（予備送電サービス料金）

（単位：円）

契約種別		単位	料金単価（税込）	
			新単価	現行単価
高圧	予備送電サービスA	1 kW	59.40	65.88
	予備送電サービスB	1 kW	85.32	89.64
特別高圧	予備送電サービスA	1 kW	81.00	78.84
	予備送電サービスB	1 kW	135.00	132.84

※ 実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。

(単位：円/月)

	使用量	電気料金	託送料金相当額
従量電灯 A	300kWh	7,773 (474)	2,820
従量電灯 B (契約容量：15kVA)	1,500kWh	43,751 (2,370)	13,611
時間帯別電灯 (契約容量：6kVA、マイコン容量：2kVA)	530kWh	12,568 (837)	4,649
スマートeプラン〔タイプL〕 (契約容量：6kVA、マイコン容量：2kVA)	490kWh	11,713 (774)	4,329
スマートeプラン〔タイプH〕 (契約容量：6kVA、マイコン容量：2kVA)	630kWh	15,278 (995)	5,523
低圧電力 (契約電力：8kW、力率：90%)	440kWh	15,390 (695)	5,432

※上記のモデルは、1年間のご使用形態(夏季、その他季、昼間、夜間別)を契約種別ごとに想定し、1ヶ月あたりに平均化したものです。

※電気料金には、燃料費調整額を含めておらず、平成27年5月分以降に適用する単価で算定した再生可能エネルギー発電促進賦課金(再掲)を含めており、口座振替割引を適用しています。

※電気料金および託送料金相当額には、消費税等相当額を含みます。

※使用量の内訳は以下のとおりです。

- ・時間帯別電灯：昼間時間300kWh、夜間時間230kWh
- ・スマートeプラン〔タイプL〕：昼間114kWh、朝夕171kWh、夜間205kWh
- ・スマートeプラン〔タイプH〕：平日昼間夏季25kWh、平日昼間他季75kWh、朝夕125kWh、休日昼間150kWh、夜間255kWh

※託送料金相当額は、上記の使用量内訳等を基に算定しています。